

# 書面添付制度型 保証料割引

書面添付制度を  
利用されている方へ  
**保証料割引**  
を実施!!

税務申告書に「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」を添付された事業者の方に対し、一部の保証制度を対象に、現行の保証料率から一律0.1%割引を実施します（※保証申込の際に別途申込が必要）。



直近申告で  
書面添付制度を  
利用されている  
事業者の方に



一部の  
保証制度が対象  
(対象制度は裏面へ)



保証料率を  
一律 **0.1%** 割引

# 「書面添付制度型」保証料割引の概要

## 対象となる方

直近決算に係る「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」を提出する中小企業者等の方

## 対象制度

- A 提携保証「スーパータイムリー」、「京カサポート」、「ネクスト」
- B 京都短期継続保証「京たん」
- C 中小企業特定社債保証

## 割引内容

現行の保証料率から一律0.1%割引

## 信用保証料率 (年率：%)

### A 提携保証「スーパータイムリー」、「京カサポート」、「ネクスト」

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
【現行】 信用保証料率	-	-	-	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
【割引後】 信用保証料率	-	-	-	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

\* 会計参与設置法人の場合は、さらに0.1%割引可

### B 京都短期継続保証「京たん」、C 中小企業特定社債保証

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
【現行】 信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
【割引後】 信用保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

\* 会計参与設置法人及び有担保の場合は、さらに0.1%ずつ割引可

## 対象期間

令和4年11月28日(月)～令和9年3月31日(水) 保証申込(協会受付)分まで

### 税理士による書面添付制度について

税理士法第33条の2第1項に基づき、税理士が税務申告書の作成に際し、「計算・整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにし、申告書の適正性を表明する書面を申告者が希望する場合に税理士が作成する制度。

📍 お問い合わせは、京都信用保証協会または取扱金融機関まで 📍

京都信用保証協会

<https://kyosinpo.or.jp/>

本所 TEL.075-354-1011

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地  
京都経済センター5階

山城支所 TEL. 0774-43-8822

中丹支所 TEL. 0773-27-6156

南丹支所 TEL. 0771-22-1041

丹後支所 TEL. 0772-68-0601

